

重要事項説明書

この度は、当社の都市ガスをご利用くださりまして、誠にありがとうございます。本日お渡しした、『ガスご使用開始のご案内』とあわせて、本説明書の記載事項についてご確認くださいませようお願い申し上げます。

1 ご契約の成立について

- (1) 当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめガス小売供給約款等を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) 当社が必要と認めたときは、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。
- (3) 供給契約は、お客さまからの申し込みを当社が承諾したとき成立いたします。

2 お客さまのガスのご使用場所

ガスのご使用場所等をお客さま番号および供給地点特定番号は、『ガスご使用開始のご案内』に記載しております。ガスのご使用場所に関する番号は、「ご使用量のお知らせ（検針票）」でもお知らせいたします。

3 ガスの使用開始日

ガスの使用開始日は『ガスご使用開始のご案内』に記載の開栓日となります。

4 ガス料金の計算方法等について

- (1) ガス料金は、使用量ごとに決められた「基本料金」と、「従量料金（1 m³あたりの単位料金にガス使用量を乗じた金額）」の合計から付帯割引額を差し引いた金額といたします。
- (2) ガス料金には、検針日の翌日から20日以内にお支払いいただく早収料金と、20日を過ぎてお支払いいただく場合の遅収料金の2つがあります。遅収料金は、早収料金を3%割り増ししたものとなります。
- (3) 遅収料金でお支払いいただく場合は、一旦早収料金でお支払いいただき、遅収料金と早収料金の差額（遅収加算額）は翌月以降の早収料金に加算してお支払いいただきます。
- (4) 新しくガスをお使いになられた日から最初の検針日までの日数が15日以下の場合、翌月の料金と合わせて請求させていただく場合がございます。

5 供給ガスについて

当社が供給するガスの熱量、圧力およびガスグループは、次のとおりです。また、当社のガスグループは13Aですので、ガス機器は、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量	標準熱量 … 45メガジュール	最低熱量 … 44メガジュール
圧 力	最高圧力 … 2.5キロパスカル	最低圧力 … 1.0キロパスカル

6 工事費等の負担について

- (1) 内管、ガス栓、消費機器等（ただし、ガスメーターは除きます。）はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置、管理していただきます。
- (2) お客さまからのガス使用またはガス工事の申込みに伴い、本支管または整圧器の工事が発生し、その費用がガス小売供給約款別表第2の当社負担額を超えるときは、その差額を工事負担金として当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。
- (3) その他ガス工事に係ることは当社が別途定める工事約款により取り扱います。

7 お支払い方法等について

料金は、以下のいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

- (1) 口座振替（口座引き落とし）
- (2) クレジットカード払い
- (3) 金融機関への払込み
- (4) コンビニエンスストアへの払込み

なお、お客さまが「（4）コンビニエンスストアへの払込み」の方法でお支払いいただく場合には、原則として、1料金の請求毎に330円（税込）の帳票発行手数料をお客さまにご負担いただきます。

8 ガス使用量の計量方法について

- (1) ガス使用量の計量は、地域ごとにあらかじめ設定された毎月の検針予定日に検針員がお客さま宅に伺い、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。検針の際、小数点第1位以下の端数は読みません。使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数を切り捨てております。
- (2) 毎月検針させていただいた後に、「ご使用量のお知らせ（検針票）」をお届けしています。検針票では、ガスメーターの指針やガス使用量などのほか、当月および翌月に適用させていただく従量料金単価などを記載してお知らせしております。
- (3) ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。
- (4) ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。

9 お客さまからのお申し出による契約の変更および解約

- (1) ご契約内容の変更またはご契約の解約をご希望される場合は、当社へご連絡いただき所定のお手続きをしていただきます。
- (2) 他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者へ申し込みください。ただし、都市ガスからLPガス（当社以外の場合）や電化等へ燃料転換される場合には、当社へご連絡いただく必要がありますので、ご注意ください。

10 当社からの申し出による契約の変更および解約

- (1) 当社が契約内容の変更を行う場合、書面の交付またはホームページ上での開示その他当社が適当と判断した方法により、お客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。
 - ・ガス料金を、支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目）を経過してなお支払われない場合
 - ・当社の責めによらない事由によりガスの供給またはガスの工事が不可能もしくは著しく困難な場合
 - ・お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合
 - ・ガス小売供給約款の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ・お客さまがその他ガス小売供給約款に反した場合

11 お客さまの責任及び協力をお願い

ガスの使用にあたり、保安等の観点からご承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- (1) 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ることを承諾していただきます。
- (2) ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限することがあります。
- (3) ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくことがあります。
- (4) お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。
- (5) 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただきます。
- (6) ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。

12 その他

- (1) 上記に記載のない事項の取扱いは、当社のガス小売供給約款によります。なお、ガス小売供給約款は、当社事業所又はホームページ等にてご確認ください。
- (2) 契約の変更・解約その他お問い合わせは、「13」または「14」に記載の連絡先までお願いいたします。

13 お申し込みおよび各種お問い合わせ先

ガス小売事業者：サーラエナジー株式会社（登録番号 A0077）

本 社 所 在 地：愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地サーラタワー

お客さま問い合わせ電話番号：愛知県にお住まいのお客さま TEL 0532-32-5511

静岡県にお住まいのお客さま TEL 053-465-1234

（受付時間：平日8時30分～17時）

当 社 ホ ー ム ペ ー ジ：<https://www.salaenergy.co.jp/>

14 代理店

サーラE&L東三河株式会社

豊橋市白河町100番地

TEL 0532-32-5511

サーラE&L浜松株式会社

浜松市東区西塚町200番地

TEL 053-465-1234